

平成 30 年 4 月 1 日

## 兵庫県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査の取扱いについて

経営事項審査（以下「経審」という。）の審査基準が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、兵庫県の建設工事入札参加資格審査における経審の総合評定値通知書（以下「経審結果」という。）について下記のとおり取り扱います。

### 1 平成 28・29 年度 入札参加資格者名簿における取扱い

平成 29 年 3 月 31 日において有効な経審結果を適用しています。

なお、有効期限の平成 30 年 6 月 30 日までは、この経審結果を適用した格付けを継続します。

### 2 平成 30・31 年度 入札参加資格者名簿における取扱い

対象者	資格格付に使用する経審結果
平成 30 年 2 月に 入札参加資格審査 申請をした者	<b>【平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日まで】</b> 入札参加資格審査申請時点で有効な経審結果（＝改正前の審査基準のもの）を適用します。 （※改正後の経審結果は適用しません。）
平成 30 年 7 月 1 日以降の追加受付 申請をする者	<b>【名簿登載時から平成 31 年 6 月 30 日まで】</b> 入札参加資格審査申請時点で有効な経審結果であれば、改正前・改正後どちらのものでも受け付けます。
平成 31 年 7 月の 名簿更新時	<b>【平成 31 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日まで】</b> 平成 31 年 3 月 31 日時点で有効な経審結果（＝改正前・改正後のいずれか）を適用します。
平成 31 年 7 月 1 日以降の追加受付 申請をする者	<b>【名簿登載時から平成 32 年 6 月 30 日まで】</b> 入札参加資格審査申請時点で有効な経審結果であれば、改正前・改正後どちらのものでも受け付けます。

（注：「有効な経審結果」とは、審査基準日が 1 年 7 ヶ月以内の直近のものです。）